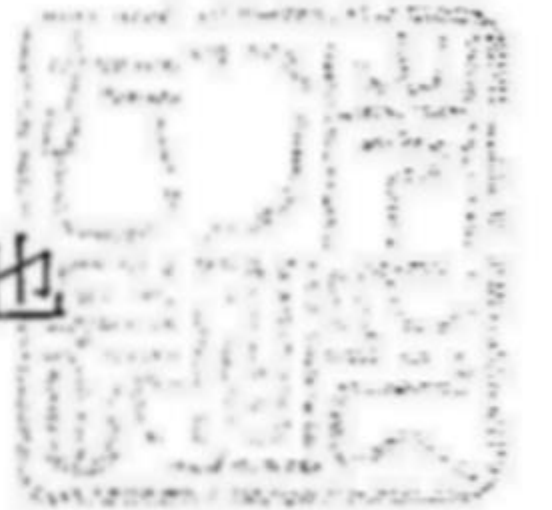


令和6年5月28日

核の中間貯蔵はいらない！下北の会
代表 野坂庸子様

むつ市長 山本 知也



御要望に対する回答について

日頃より、市政各般にわたり御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、令和6年4月25日付けの申し入れ書について、別紙のとおり回答いたします。

回 答 書

意見者	核の中間貯蔵はいらない！下北の会 野坂庸子 様
件 名	申し入れ書
この度は、当市に立地する使用済燃料中間貯蔵施設について、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございます。 頂戴した御質問について、以下のとおり回答させていただきます。 (1) 最大50年後の貯蔵期間後の搬出先とされる再処理工場が現時点では、その操業のメドが立っていないことについては貴職もご承知のことと思います。少なくとも再処理事業が軌道に乗ったことが確認されるまでは、その搬入を認めるべきではないと考えますが、これについて貴職の見解を伺います。 (回答) 令和3年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、国として、核燃料サイクルの推進を基本方針とすることとされておりましたが、このことは昨年2月に閣議決定されたエネルギー安定供給・経済成長・脱炭素を同時に実現する政策をまとめたロードマップである「GX実現に向けた基本方針」においても改めて言及されており、本年1月に開催された「第7回使用済燃料対策推進協議会」においても、国から業界団体に対し、オールジャパン体制での支援強化が要請されていることから、事業者において施設の操業開始に向けて、最大限の努力が続けられているものと認識しております。 また、中間貯蔵施設は、貴重な資源である使用済燃料を再処理工場で処理するまでの間、一時的に貯蔵・管理するための重要な役目をもつ施設であり、核燃料サイクル事業全体に柔軟性を持たせるといった観点からも、搬入そのものについては問題ないものと認識しております。 (2) 仮に再処理事業が開始されたとしても、わが国のエネルギー政策としての使用済み核燃料の全量再処理が非現実的であることは明らかと言わざるを得ません。仮にわが国が全量再処理路線放棄を打ち出した場合でも貯蔵事業の継続を容認する立場なのかどうか貴職の見解を伺います。 (回答) 国の政策に基づかない仮定のお話にはお答え出来かねますが、使用済燃料中間貯蔵事業に関しては、平成17年に市、青森県、東京電力、日本原子力発電の4者によって締結された立地協定に基づき、適切になされるものと認識しております。 (3) 貴職が市議会などで表明している安全協定締結前の「住民説明会」について、開催主体や、開催日程、開催規模などについてお聞かせください。 (回答) 住民説明会については、県と市の共催による県民説明会のむつ市開催に加え、市主催による川内、大畑、脇野沢地区での市民説明会を開催する方向で調整しております。その詳細については、青森県及び事業者と調整を進めているところです。	

(4) 搬入に先立ち、締結される安全協定について締結当事者に電力事業を取りまとめる電気事業連合会や親会社である東京電力(株)や日本原子力発電(株)なども関わることになるのでしょうか。また、当市以外の隣接自治体も締結対象とお考えでしょうか。

(回答)

事業者の締結当事者としては、基本的に事業主体であるリサイクル燃料貯蔵株式会社になるものと考えていますが、親会社の関わりも含めて、安全協定の詳細について、青森県、事業者と調整を進めているところです。また、当市と締結する安全協定については、隣接自治体を締結対象とはしておらず、それとは別の協定として、隣接自治体が安全協定を締結するか否かについては、県、リサイクル燃料貯蔵、隣接自治体それぞれの考え方によって検討される事項であると認識しています。

(5) また、安全協定には貯蔵期間満了後の搬出先を具体的に明文化して記載することが絶対に必要と思われますが、そのことについて貴職の見解を伺います。

(回答)

安全協定の詳細の内容については、青森県及び事業者と調整を進めているところです。一方で、貯蔵期間経過後の使用済燃料の搬出については、平成17年に市、青森県、東京電力、日本原子力発電の4者によって締結された立地協定において「使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出する」と約束されており、搬出先については、現状、国から「搬出時に稼働している再処理工場で処理することになる」と示されているところです。今後も、市民の皆様の不安払拭の観点から、国及び事業者に対して、期限内の確実な搬出や搬出先の明確化について、説明を求めていきたいと考えています。

(6) 全国で原発再稼働がスケジュール化される中で、使用済み核燃料の保管が多くの原発で課題となりつつあると言われていています。こうした中で立地協定での使用済み核燃料の搬入元とされる東京電力あるいは日本原子力発電以外からの搬入は絶対認めないことをあらためて明言していただきたいと存じます。

(回答)

いわゆる中間貯蔵施設の共用化については、これまで繰り返し公の場で述べてきたとおり、案も含めそうした計画自体が存在していないものと認識しております。

(7) 先般、大間原発に関わり原子力規制委員会は津軽海峡に関わる活断層について、新たにその分析を事業者に求めました。この活断層について関根浜沖まで断続的に存在するとした学説もあります。過日の能登半島地震でも海底活断層が想定以上に長大であったとの見解も出されています。今後、こうしたことについて関係機関であらたな知見を表明することもありうると思われますが、この点について貴職の見解を伺います。

(回答)

能登半島地震の影響等も含め、今後も、継続的に最新の知見を取り入れる形で国の原子力災害対策指針等が見直しされていくものと認識しており、それらに合わせ、必要に応じて当市の地域防災計画原子力災害対策編の見直しを図っていきたいと考えています。

(8) また、能登半島地震では珠洲市や穴水町では震災後最大10日間も道路の決壊などで孤立状態にあり、物資や人の往来も不可能となり、避難すらおぼつかない状態であったと報じられました。地形的にもわが下北半島でも同様の事態が想定されるのではないのでしょうか。過日、共同通信社の調査でも下北半島6市町村でも同様の事態が起こりうる報道しています。いくら避難計画を策定しようがこうした事態についてどのように対処される計画なのでしょうか。

(回答)

使用済燃料中間貯蔵施設については、その性質上、金属キャスクを静的に貯蔵し、かつ、蓋間圧力等を連続して監視しており、異常兆候に対して適切な対応が可能であり、また、金属キャスクも衝突等が万一発生した場合においても、基本的安全機能は維持されることにより、周辺監視区域外に影響を及ぼす放射性物質等の放出を伴う事象が発生する可能性は極めて低い施設であることから、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域が設定されておられません。

このことから、避難計画の策定までは求められていないため、地域防災計画に連絡体制や情報提供などの体制について記載しております。

(9) オフサイトセンターについては過日、むつ運動公園付近に計画中と報道がありました。これから本決まりになり、建設工事などに入ったとしても事業者が想定する第2四半期中の搬入までに間に合わないと考えますが、この点についての貴職の見解を伺います。

(回答) オフサイトセンターの整備主体となる青森県において、市内に建設されるオフサイトセンターの供用開始が使用済燃料中間貯蔵施設の稼働より後になる場合は、その間、東通村のオフサイトセンターを活用することで調整しているものと認識しています。

(10) 当市を含む下北半島には航空自衛隊釜臥山J/FPSカメラレーダーや建設中の海上自衛隊大型弾薬庫などがあり、世界でも例を見ない軍事施設と商業用原子力施設が併存し、他の原子力施設とは異なるリスクを抱えていると判断できます。こうしたことに対して市民の命と暮らしを守る仕組みづくりについてお知らせください。

(回答) 自衛隊基地と原子力施設があることに関するリスクにつきましては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき、国、県、治安機関等と連携を図り、必要な対応を講じることが必要であると認識しております。

(11) 最後に本施設が稼働することにより、地域に核燃料税以外の経済的メリットなどを考えているのであればお知らせください。稼働初年度の核燃料税は744万円と報じられていますが、この金額で当地が全国初の「核のゴミ捨て場」となることについて残念でありません。

(回答) 当市においては、平成13年度から200億円以上の電源立地地域対策交付金が交付され、既に様々な市の施策に活用されておりますほか、施設の操業開始後においても年間10億円を超える同交付金の交付が制度上確保されております。

担当課

〈問い合わせ先〉

むつ市政策推進部エネルギー戦略課
電話：0175-22-1111（内線2341～2343）